こんにちは！　日本共産党の　好きです！憲法9条
大名みえ子です
ご相談はお気軽にお寄せください

2014年3月7日　№236
〒319-1112
東海村村松2401-2
toukai@oona-mieko.info
電話･ﾌｧｯｸｽ 029-284-0761

産廃訴訟　高裁審理報告会開かれる

３月５日、中丸コミセンにおいて、川根地区への産廃処理施設建設に反対する住民訴訟報告会が開かれました。弁護団５人、次回高裁審理で証言をしていただく元県立広島大学教授の三好康彦さんが、裁判の状況、大豊プラントが使用を予定している焼却炉の問題点を明らかにしました。

役場からも環境政策課ほか参加して下さり、冒頭、環境政策課長から激励のご挨拶をいただきました。大変お忙しいなか、ありがとうございました。

弁護士さんたちには、２００７（平成１９）年からお世話になっていますが、

現在、

たたかっている裁判は３つ！

1. **建設工事の差し止めを求める仮処分申請の抗告審**
2. **建設工事の差し止めを求める仮処分申請の本（案）訴（訟）**
3. **行政訴訟の抗告審**

建設工事の差し止めを求める本訴
✿4月11日(金)午後1時30分～
✿水戸地裁　1時30分～進行協議
2時～弁論

焼却炉の問題点から（大名が理解できた範囲ですので、過不足あります。ご了解ください）

1．本件焼却炉は、大型焼却炉であるにも関わらず、小型焼却炉仕様時の説明になっている部分がある。
2．８００°Ｃ２秒の対流空間の考え方の誤り。一次燃焼室では温度の変化が激しいため、本来三次燃焼室における８００°Ｃ２秒の対流空間確保が必要。県側は、一次燃焼室も含むと主張。
3．水冷壁を採用する計画になっているが、水冷壁では、炉周囲の温度が下がるため、排ガスが多くなり、滞留時間が短くなることと、計画以上のゴミ量が燃やせることになり問題。

４月１７日（木）高裁で、三好先生の証人尋問があります

この日の証人尋問で、裁判官の判決の方向が決まるのではないかと思われる重要な日程になっています。弁護士と三好先生とのやり取りで、本計画の問題点をわかりやすくしていただき、「県の設置許可は誤りだった」と、裁判官が理解し、正義・公正、誠意の判決に結びつくことを期待したいと思います。

県側は、証人を立てず、三好先生への反対尋問のみとするようです。

✿４月１７日（木）午後２時３０分～４時　東京高裁　８１２号法廷
✿東海村からバスを出す予定です。詳細は後日連絡させていただきます。